

## 平成29年第1回関川村議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程

平成29年3月21日（火曜日） 午後3時 開会

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第 6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第24号 平成29年度関川村一般会計予算
- 第 7 議案第25号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第26号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 9 議案第27号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第10 議案第28号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第29号 平成29年度関川村有温泉特別会計予算
- 第12 議案第30号 平成29年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第13 議案第31号 平成29年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第14 議案第32号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第15 議案第33号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第16 議案第34号 平成29年度関川村水道事業会計予算
- 第17 陳情第 1号 平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件等に関する陳情
- 第18 発議案第1号 村長専決処分事項の指定
- 第19 発議案第2号 木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案の提出について
- 第20 発議案第3号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について
- 第21 議員派遣
- 第22 委員会の閉会中の継続審査の件

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 第 3 議案第 6 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 9 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 24 号 平成 29 年度関川村一般会計予算
- 第 7 議案第 25 号 平成 29 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
- 第 8 議案第 26 号 平成 29 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
- 第 9 議案第 27 号 平成 29 年度関川村介護保険事業特別会計予算
- 第 10 議案第 28 号 平成 29 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第 29 号 平成 29 年度関川村有温泉特別会計予算
- 第 12 議案第 30 号 平成 29 年度関川村宅地等造成特別会計予算
- 第 13 議案第 31 号 平成 29 年度関川村簡易水道特別会計予算
- 第 14 議案第 32 号 平成 29 年度関川村公共下水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第 33 号 平成 29 年度関川村農業集落排水事業特別会計予算
- 第 16 議案第 34 号 平成 29 年度関川村水道事業会計予算
- 第 17 陳情第 1 号 平成 29 年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件等に関する陳情
- 第 18 発議案第 1 号 村長専決処分事項の指定
- 第 19 発議案第 2 号 木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年 9 月と定めることを求める決議案の提出について
- 第 20 発議案第 3 号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について
- 第 21 議員派遣
- 第 22 委員会の閉会中の継続審査の件

---

○出席議員（10名）

1 番	近	良	平	君	2 番	伊	藤	敏	哉	君
3 番	小	澤	仁	君	4 番	加	藤	和	泰	君
5 番	鈴	木	万	君	6 番	高	橋	忠	夫	君
7 番	高	橋	正	君	8 番	菅	原		修	君
9 番	伝		信	君	10 番	平	田		広	君

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平	田	大	六	君	
副村長	佐	藤	忠	良	君	
教育長	佐	藤	修	一	君	
総務課長	加	藤	善	彦	君	
税務会計課長	井	上	広	栄	君	
住民福祉課長	中	束	正	子	君	
農林観光課長	伊	藤		隆	君	
建設環境課長	高	橋	賢	吉	君	
教育課長	稲	家		誠	君	
住民福祉課参事	伊	藤	和	義	君	
税務会計課参事	田	村	久	美	子	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	佐	藤	充	代
主任	石	山	洋	介

午後3時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

伝 信男議員の奥様が病気で入院され、関川村議会慶弔内規の規定により、お見舞いを贈呈いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

日程第2、議案第 5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3、議案第 6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4、議案第 7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5、議案第 9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第 9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例まで、以上4件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第5号 関川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6、議案第24号 平成29年度関川村一般会計予算

日程第 7、議案第25号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 8、議案第26号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算

日程第 9、議案第27号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計予算

日程第10、議案第28号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第11、議案第29号 平成29年度関川村有温泉特別会計予算

日程第12、議案第30号 平成29年度関川村宅地等造成特別会計予算

日程第13、議案第31号 平成29年度関川村簡易水道特別会計予算

日程第14、議案第32号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計予算

日程第15、議案第33号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計予算

日程第16、議案第34号 平成29年度関川村水道事業会計予算

○議長（近 良平君） 日程第6、議案第24号 平成29年度関川村一般会計予算から日程第16、議案第34号 平成29年度関川村水道事業会計予算まで、以上11件を一括議題とします。

ただいま議題となっています議件につきましては、平成29年度予算審査特別委員会に付託し、その審査結果報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

委員長、鈴木万寿夫さん。

○予算審査特別委員長（鈴木万寿夫君） 予算審査特別委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第24号 平成29年度関川村一般会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度関川村国民健康保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度関川村介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度関川村後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度関川村有温泉特別会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成29年度関川村宅地等造成特別会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成29年度関川村簡易水道特別会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成29年度関川村公共下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成29年度関川村農業集落排水事業特別会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成29年度関川村水道事業会計予算について討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17、陳情第1号 平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件

等に関する陳情

○議長（近 良平君） 日程第17、陳情第1号 平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者個人番号記載を中止する件等に関する陳情を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伝 信男さん。

○総務厚生常任委員長（伝 信男君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（近 良平君） 委員長報告に対して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情第1号に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

日程第18、発議案第1号 村長専決処分事項の指定

○議長（近 良平君） 日程第18、発議案第1号 村長専決処分事項の指定の件を議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。伝 信男さん。

○9番（伝 信男君）

発議案第1号

村長専決処分事項の指定

関川村議会会議規則第14条第1項の規定により、上記議案を提出する。

平成29年3月21日

提出者

関川村議会議員 伝 信 男

関川村議会議員 菅 原 修

関川村議会議長 近 良 平 様

村長専決処分事項について、趣旨を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、村長において専決処分することができる事項を次のとおり指定するものです。

指定事項につきましては、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。

以上。

○議長（近 良平君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。提出者、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっています発議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、発議案第1号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19、発議案第2号 木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案の提出について

○議長（近 良平君） 日程第19、発議案第2号 木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君）

発議案第2号

木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案の提出について

上記議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年3月21日

提出者

関川村議会議員 伊藤 敏 哉

賛成者

関川村議会議員 高橋 忠 夫

同 鈴木 万寿夫

関川村議会議長 近 良 平 様

発議案の趣旨を申し上げます。

木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議案。

木質バイオマス発電事業計画は、村がほぼ全額出資する形で設立した株式会社パワープラント関川（以下、パワープラント社と言う）が事業主体となり、米国企業の全額融資を受けて、平成29年春の稼働を目途に準備が進められてきたが、今もって事業の進展はない。当事業は、平成24年9月20日に村から議会に対して事業の紹介があつて以降、パワープラント社の設立を初め、平田村長のドイツ視察、ガス化炉から焼却炉への変更と、それに伴うプラント製造企業の変更、発電規模の変更など、さまざまな変更過程を経て、4年5カ月余りが経過し、現在に至っている。

平成27年11月から今日までの間、数回にわたり事業費の一部、約1割の資金が米国企業からパワープラント社に送金されるとの情報があつたにもかかわらず、いまだ実現に至っていない。

このことを初め、発電システムの実像が明らかにされていないことや事業のスケジュールが示されていないこと等から、村民の多くが当事業の推進に疑問と不安を抱いている。

これらのことを鑑み、村が事業資金としてパワープラント社に貸し付けている3,000万円の返済期限である本年9月を当事業計画続行の可否判断の時期と定めることを求める。

以上、決議する。

○議長（近 良平君） これで提出者の趣旨説明を終わります。

これより質疑、討論を行います。

私も質疑、討論を行いたいので、副議長と交代します。

しばらく休憩します。

午後3時23分 休 憩

---

午後3時24分 再 開

○副議長（平田 広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわり、発議案第2号の採択が終わるまで議長の職務を行います。

提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。1番近さん。

○1番(近 良平君) 提出者にお尋ねします。この発電事業は村にとって大事な企業誘致の一環だと思いますので、関連して聞かせていただきます。

関川村における企業誘致の必要性をどう捉えているか。必要なとすればその理由を、必要とすれば誘致に対する議会の姿勢はいかにあるべきかをお尋ねしたい。

次に、この事業に対して議論するのであれば、プラス・マイナス両面を検討した上で議論すべきと考えるが、プラスの検討はされたのか。もしされたとすればその概要を、されなかったのであればなぜしなかったのかの理由をお尋ねしたい。

村民の多くと言われるが、何をもちょうとと言われるのか。例えばアンケートや座談会等の開催の上での判断か。それとも個人的面談の上で判断したのか、お尋ねしたい。その結果、何名の方が疑問と不安を持っておられるのか、その不安の主なものは何かをお尋ねしたい。

今までも村民説明会の開催を要望してきた方がたくさんありますが、議会制民主主義の建前から、村長は議会に説明することが村民説明である。議会及び議会が介在しない村民説明会を村長に開け開けと言うのは議会制民主主義の本旨を理解していないのではないか。本来は村民に対する説明責任は議会にある。村民説明会を議会制民主主義の関係について、伊藤議員の見解を伺いたい。

以上、1回目の質問です。

○副議長(平田 広君) 提案者、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 質問の数が多くて、全部記憶できませんでしたので、1つずつ再度整理させていただきます。

1つ目は……、議長、質問の趣旨をもう一度お願いします。(「企業誘致の必要性をどういうふうに」の声あり) 企業誘致の必要性については、必要性を感じております。この発議案との関連性ということになれば……(「議会の立場はどうかと。企業誘致に対して議会はどうかあるべきか。今のように功罪を一生懸命調べて」の声あり) 基本的には、企業誘致は重要な議会としての仕事のひとつであると思います。しかしながら、その内容というものは、その事業あるいは企業誘致をスタートする段階で、十分理事者からその企業の情報ですとか事業の内容、それが本当に関川村に必要な、関川村にふさわしい事業かというような内容を十分調査する必要を前提としての考えでございます。

○1番(近 良平君) じゃあ、一問一答でいいですか。

○副議長(平田 広君) はい。

○1番(近 良平君) この事業に対して、プラス・マイナスの検討はなされたのかということですね。要するに、いい面、悪い面、両方を検討した上での発議か。

○2番(伊藤敏哉君) まず、プラスの面というのは、平田村長から再三説明いただいておりますように、雇用の確保、それから木材の有効活用、これが大きな2つの柱だと思っております。マイナス部分というのは、事業が予定どおり進行した場合はマイナス部分というのは考慮する必要はな

と思いますけれども、これまで、先ほども趣旨の中でご説明したように、24年9月20日から議会に対して紹介があって以降、今日まで事業が進展していないというのは、やはり住民にとっては、村民にとりましては大きな不安材料となっていることは事実であると思います。

○1番（近 良平君） 伊藤議員は、このバイオマス事業というものに対しての、要するに進展をとめるための決議案ではないということですね。その点はどうでしょうか。

○副議長（平田 広君） 提案者、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） この決議案の趣旨で申し上げましたとおり、また、私これまでも数回、議会の一般質問において村長の意思を確認させていただいておりましたが、やはり事業というものは一定のスケジュールにのっとなって進めるべきものであるというのが基本でございます。ただ、この事業は、今まで関川村において実施の経験がない海外の資本に頼っているということ、それから残念ながら事業の発電設備等の詳細が非常に不明確であること、また幾度かパワープラント社と米国企業で覚書等が交わされておりますけれども、いずれも秘密事項が多いということで、私どもに開示いただけていないという部分が非常に大きいところでありまして、それらを総合的に勘案しますと、やはり関川村で進めるべき事業の体制には整っていないというふうに感じるところでありまして、この観点から、平田村長も12月に任期を迎えられる一定の区切りがあるわけですので、それまでにこの事業を進めるか、あるいは立ちどまるか、その判断を9月という期限をもって行っていただきたいと、こういう趣旨でございます。

○1番（近 良平君） 先ほど、プラスの面は雇用と、いろいろあるわけですがけれども、森林の環境整備とか、人口減少に対すると、収支の面を検討されましたか。私は、発電量と材の必要性、どれくらいの量が必要か、あとは人員等を計算すると、大体予想がつくんですね。その辺の計算はしてみましたか。

○2番（伊藤敏哉君） 事業の収支につきましては、理事者側から今まで説明を受けていた内容以上のことは私としては試算はしておりません。

○1番（近 良平君） ということは計算したわけではない、どれくらいの利益が出るか、どれくらいの売り上げが見込めるかということは全然わかっていないわけですね。

○2番（伊藤敏哉君） 自分で計算していないから全然わかっていないということではなくて、今まで説明を受けてきた内容の範囲でしか承知し得ていないということでもあります。

○1番（近 良平君） 今までの説明であれば収支計算はできるんですよね。私はざっとしてみましたが、できるんです。していないということは、ちゃんと検討していないんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○2番（伊藤敏哉君） そのような収支計算の細かい資料等も、私、一昨年の7月に議員に就任させていただきましてけれども、公式には理事者から一度も提示を受けておりません。

○1番(近 良平君) 提示でなくて、今までの情報を計算すれば簡単に出てくるんです。それがバイオマスという事業なんですよ。(「出てこない」の声あり)

○副議長(平田 広君) 傍聴席、静かにしてください。

○2番(伊藤敏哉君) 今の近議員の質問の趣旨は、当バイオマス事業の収支について私の認識が少な過ぎるということで理解してよろしいですか。

○1番(近 良平君) じゃあ、質問を変えましょう。村民の多くが当事業に不安と疑問を感じていると。あなたは一体何をもって多くと言われるのか。例えばアンケートで1,000枚出しました、私が自分で開いた懇談会に100人来ました、その中の大半は反対です、そういう理由ですか。それとも、自分がいろんな議員活動の中で会った人はみんなそうだったと、その程度でしょうか、どうでしょう。

○2番(伊藤敏哉君) 後者でございます。

○1番(近 良平君) 何人くらいですか。

○2番(伊藤敏哉君) 記録はございませんけれども、今思い起こす中での推定の数50人程度とおっております。

○1番(近 良平君) わかりました。

それでは、村民説明会について伺います。村民説明会、確かに行われていますよね、村長は。2回、地元で1回、全体で1回やっているかもしれない。しかし、村民説明会というのは本来、自治法にも何もないんですよ。村長が村民に対する説明というのはここなんですよ、議会なんですよ。しかるに、村長、三十数回も議会の前で説明しています。これをもって村民に対する説明は不備だと言えますか。いかがでしょう。

○2番(伊藤敏哉君) 地方自治法によれば、市町村の首長はその地域内に存する法人あるいは公共的な団体を指揮監督する義務がございます。その村長の仕事として、確かに近議員は議会の中で数十回、30回ですか、説明されたとおっしゃいましたし、それは事実でございます。私も理事者が設定した全員協議会あるいは説明会に何度も出席しております。その内容はお聞きしております。しかしながら、残念ながら、当事業に関する資料というのはほとんど見せていただいております。やはり村内で行われる大きな40億円もしくは50億円程度の大規模な事業をするのであれば、これは非常に大きな村にとっての事業であります。その面からして余りにも情報の開示が少ないというのは、やはり我々議員も含めて村民が大きな不安を抱く大きな要素であると思います。

その点から、説明会を開かれた、あるいは議会で説明されたという事実はあるにしても、やはり我々に届いている情報、具体的な文書も含めての情報が事業規模からして余りにも少ない。私が要請して、昨年12月によく時系列の資料をいただきましたけれども、私は正式にこの事業に関する資料をいただいたのは、あの資料が最初で最後であります。そういう面から、やはり市町村長

としての説明責任は十分果たされていないというのが私の認識であります。

○副議長（平田 広君） 1 番。

○1 番（近 良平君） 多少、説明責任に対する認識は違うかもしれません。では、議会の議員としての説明責任はどうなりますか。本来、村民に対する説明の責任は議会にあるんですね。この点の認識はどうでしょうか。議会にあるんじゃないかということをお聞きしたい。

○2 番（伊藤敏哉君） 少し質問の趣旨がよくわからないので確認させていただきたいんですが、議会の務めということですか。それとも議員個々の務めということですか。

○1 番（近 良平君） 両方ですね。

○2 番（伊藤敏哉君） 議会の務めということであれば、今回私が決議案を出させていただいて、これに対して議員各位がどのような判断をされるかというのが村民が見ている、一番直近の意思判断だと思いますし、議員個人としましては、地元集落、あるいはコミュニティーの集会、あるいは友人、知人とのそういう集まりの中で自分から説明する場合がありますし、問いかけて答える場合もありますし、自分なりに議員としての説明はしているつもりであります。

○副議長（平田 広君） 1 番。

○1 番（近 良平君） 今、関川村でしなければならない企業誘致、伊藤さんは詳しいからよくわかりだと思いますが、いろんな企業で一番困るのは何でしょうか。販売不振ではないですか、恐らく。どの会社でも販売に物すごく力を入れてやる。しかし、この事業というのは営業が要らない事業ですね。年間15億から18億円の売り上げが見込める、そういう事業です。もっとも、これは私は会社のことを信用していますし、絶対やれるものだと思っているからそういう説明をする。あなたはもともとそれはないものだと、こんなもの来るはずがないという認識だからそういう説明はしないかもしれない。よく考えてください。18億円、年間で売り上げる会社が今来ようとしている。しかも、世界に類を見ないということは、世界初ですよ。この関川村が世界初の事業を行うことができる。それに対してブレーキをかけるのかと。そうすればいろんな波及効果も期待できるんです。メンテナンスの会社もあるだろうし、いろんなスタット関係もある。いろんな波及効果がある事業を一応意思表示しておくだけでも、決議案でブレーキをかけていいのか。どう思いますか。

○副議長（平田 広君） 9 番。

○9 番（伝 信男君） 今、近議員の発言が、ちょっと今のこのバイオマス事業の伊藤敏哉議員の決議案の内容と大分食い違ってきている様子なので、議長、その辺ちょっと議長で判断してもらえませんか。余りにも一問一答では何かこの趣旨が曲がっていくような気がしますので、その辺議長判断をよろしくお願いします。

○副議長（平田 広君） 1 番近さん、いいですか、この辺で。

では、ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○副議長(平田 広君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっております発議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(平田 広君) ご異議なしと認めます。したがって、発議案第2号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を求めます。1番近さん。

○1番(近 良平君) 反対の立場から討論させていただきます。

決議の趣旨は、村長に9月には事業の可否を判断せよということですが、村長は今定例会の施政方針説明で、事業実現の暁には村の発展に大きく貢献するものとして期待していると述べています。可否の判断は既に終わっているものです。予算に関して申し上げます、新エネルギーに関しては職員旅費15万、消耗品費2万円が計上されているのみで、この予算も木質バイオマスに関するものに限られておりません。関川村としては、木質バイオマスに関する業務はほとんど行っていないのです。このままの状態を維持すれば膨大な経費がつき込まれるかのようなことを言う方もおられるようですが、全般的な外れと言えます。

この事業は、計画どおりの発電ができれば年間5,000万キロワットの発電が見込めます。1キロワット32円で売電できる事業なんです。おおよそですが、15億円の売り上げの中で30人の雇用とすると、1人5,000万円の売り上げを上げる大企業です。その事業を約600万円の投資で実現するという夢のようなプロジェクトなんです。技術も資金も提供してくれる企業は普通はあり得ない。技術に対する揺るぎない自信がそれを可能にしているんだと私は思います。

この本は、新潟大学の教授で地方自治に詳しい田村 秀先生の著書ですが、この中に沖縄県宜野座村の企業誘致撤回の例が出ています。反対派の村長にかわって撤回したために、その政策の変更が適法であっても信頼保護の観点から相当の金額による和解がなされた、こう書いています。これは最高裁判所の判断です。民意による政策変更は結構であるが、民間事業者に負担をかけることには十分注意すべきだということです。

こういう例からいっても、村長が否という判断をするべきではありません。企業誘致は村にとって最優先課題でありながら、なかなか実現しないというのが現実です。議会の立場とすれば、実現するまでじっくり見守ることが最善ではないかと思えます。議会としても人口減対策のために企業誘致は最優先課題です。企業誘致に対してブレーキをかける可能性のある今回の決議案は、関川村

の将来にとってプラスに働くことはないと言えます。今回のプロジェクトのみならず、次に続く企業の可能性までもつぶしかねない決議案です。

以上の理由から、私はこの決議案に反対いたします。関川村の発展を願う同僚議員の皆様にも、この決議案の本旨を見て反対されることを望みます。以上です。

○副議長（平田 広君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。9番伝さん。

○9番（伝 信男君） 賛成の立場での討論をお願いします。

この事業が始まって、伊藤議員の決議案にも出ていますけれども、平成24年からずっと今までこの事業計画を進めてまいりました。その中で、この決議案の中にも書いてあるとおり、何回か我々議員も一般質問で出させてもらいました。トータルすると、何十回、数十回になると思います。その中で、村長、村からの答弁は、とりあえずこの事業は村の出資しているパワープラント関川が主体となって進めている事業で、企業誘致という形で進めていると、そういうふうに何度も言われました。ただし、パワープラントが進めている事業で関川村が何かよそから見ているような事業ではないと思うんです。村が主体となって立ち上げた、もうほとんど100%パワープラントへ出資している関川村と、それからわずか5万円ほど出資している村長、これはやっぱり村民に不安を与えているというのは現実であります。それは、今質問にありました、どの程度の村民が不安を抱えているかというのは私も数字では言えません。ただし、会う人会う人はとにかく今の事業はちょっと不安だと。（「傍聴席、静かにしてください」の声あり）そんな中で、私も数回質問させてもらいました。ほかの議員ももう数回質問させてもらいましたけれども、答弁はほとんど同じ内容、ほとんど進展が見られない。

そこで、貸付金、その当時の議員、同意して貸付金3,000万円ありましたが、補正で3,000万入るということを上げて、それも入らない。今回この期限を設けた、伊藤議員のこの9月というのは、多分2回も賃貸契約を変更するというのは、これはちょっと常識から外れているようなやり方だと思います。そこで期限を設けたと、こういうふうに私も同意しているわけですが、議会としても、やっぱりどこかでこのバイオマス発電事業に関しては区切りをつけたいと、そういう考えも私はあります。いつまでもいつまでもバイオマス事業バイオマス事業で、おまえらバイオマス事業しか知らないんだかと、そういう村民もいらっしゃいます。その中で、何かの形でやっぱり議会としても区切りをつけたい、それが今回の今年の9月の3,000万の返済期限の時期、9月と。そういうことで私もこの決議案に同意させていただきます。

以上です。

○副議長（平田 広君） 次に、反対討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。3番小澤仁さん。

○3番（小澤 仁君） 賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど近議員がずっと発議者の伊藤議員に対して質問をされていた内容も私は十分理解ができます。村の発展にとってやっぱり企業誘致というのは大事なことですし、このバイオマス事業の全容の説明の中で、これだけの収益がある、これだけの森林再生ができる、これだけの雇用につながるということはすばらしいことだと思います。ただ、伊藤議員が発議をされている中身も、今、伝議員がおっしゃった内容と私の考えもほぼ一緒なんですけれども、9月に村が貸し付けしている3,000万の返済期限が来るわけでありまして。その9月末をもって、平田村長が3月定例会冒頭に所信表明でこの事業はやり遂げたいというお話をいただいたのも事実なんですけれども、一定の期間を可否を再度判断していただくという伊藤議員の思いだというふうに私は感じておりますので、私もそれには同感であります。

近議員がこれはずっと待ち続けて実現につなげるんだというお話をされていましたが、その判断を最終的に平田村長のほうから29年9月末をもって判断していただきたいという決議案に私は賛成をしたいと思います。以上です。

○副議長（平田 広君） ほかに討論はありませんか。反対討論はありますか。

では、ほかに討論はありますか。5番鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 賛成討論をさせていただきます。

木質バイオマス発電事業は、雇用の確保、いろんな面でいいことではあります。この事業の進め方には多くの人が疑問や不安を感じています。米国から融資を受けて進める程度の事業であればこそ、契約前にシステムの心臓部であるエンジンの性能や実用性等の事前確認が絶対条件である。しかしながら、本事業に使用予定の米国H S S E社製高性能エンジンはまだ研究開発途上であり、多くの専門の研究者があり得ないと断念していることが最大の不安要因であります。その点に疑問も持たず、米国の資金の送金が信用の証だとして、調査検証もしないまま、なぜかいまだに米国からの入金延び延びになっています。

事業を進めるには採算性の評価や地域住民への環境リスク等を慎重に考慮して臨まなければならないが、それが現在できていない状況にあります。これまでの経緯や現状から実現性も全く見えないこの発電システムに無期限に固執することは、本来村が目指す事業目的が達成できないばかりか、村の発展を阻害することにもなりかねません。村民の疑問や不安を払拭するためにも、F S、実現可能性調査ですね、これを実施して、その結果に基づき、本年9月をこの発電システムによる事業実行の可否判断時期とすることに賛成します。

以上です。

○副議長（平田 広君） ほかに反対討論はありますか。

反対討論がなければこれで終わりますけれども、よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（平田 広君） これで討論を終わります。

これより発議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（平田 広君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。本件の採決が終わりましたので、議長と交代します。

午後3時54分 休憩

---

午後3時54分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、発議案第3号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について

○議長（近 良平君） 日程第20、発議案第3号 国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。伝 信男さん。

○9番（伝 信男君）

発議案第3号

国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書の提出について

関川村会議規則第14条第1項の規定により、上記議案を提出する。

平成29年3月21日

提出者

関川村議会議員 伝 信 男

賛成者

関川村議会議員 菅 原 修

関川村議会議長 近 良 平 様

意見書の内容ですけれども、最高裁の違憲状態との判決を受け、国政選挙における選挙区定数等の見直しが行われましたが、選挙区の合区については都道府県ごとに民意が国政に届かなくなることから解消を求める声が出ていること、さらに憲法を改正し、参議院議員を都道府県ごとの代表に位置づけるなど、大幅な制度の見直しが必要だという声もあり、それらを踏まえた対応が求められています。

よって、国会並びに政府において、その場しのぎの改革だけでなく、地方公共団体や国民の声を聞きながら十分論議を行い、衆参両議院のあり方を含め、抜本的選挙制度改革を行うよう、強く要望するものです。

以上。

提出先、衆議院議長 大島理森様。参議院議長 伊達忠一様。内閣総理大臣 安倍晋三様。総務大臣 高市早苗様。以上です。

○議長（近 良平君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑、討論を行います。

これより提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。提出者、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっています発議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、発議案第3号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより発議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21、議員派遣

○議長（近 良平君） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思います。なお、変更があった場合は議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

日程第22、委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近 良平君） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中もなお審査及び調査を継続したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり許可することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり許可することに決定しました。

---

○議長（近 良平君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

本日の会議は、これで閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時59分 閉 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月21日

関川村議会議長

議 員

議 員